



三重県公報

令和8年9月24日 (木)

第 756 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

告 示

574	地方自治法第243条の2の7第2項の規定による歳入等の収納の事務を行わせる こととした旨	(出 納 局)	2
-----	---	-----------	---

公 告

	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	2
	同件	(同)	2

告 示

三重県告示第 574 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしました。

令和 8 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和 8 年 9 月 24 日
- 2 特定収納事務に係る歳入等
使用料

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（菰野町土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 8 年 9 月 9 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（大仰石橋土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 8 年 9 月 10 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
